

小樽市いじめ防止基本方針（案） 新旧対照表

新（令和 6 年改定）	ページ数	旧（平成元年改定）
<u>令和 6 年〇月改定</u>	表紙	平成 2 7 年 4 月（令和元年 5 月改定）
第 1 章 いじめの防止等に関する基本的な考え方	1 ページ	第 1 章 いじめの防止等に関する基本的な考え方
いじめの問題は、児童生徒が夢と誇りを持ち、生き生きと学校生活を送ることを妨げる重大な人権上の問題です。 <u>「小樽市いじめ防止基本方針」（以下「基本方針」といいます。）は、平成 2 5 年 6 月に「いじめ防止対策推進法」（以下「法」といいます。）が成立したことから、平成 2 7 年 3 月に「小樽市いじめ防止対策推進条例」（以下「条例」といいます。）を制定するとともに、条例第 1 1 条の規定に基づき同年 4 月に定めました。</u> 小樽市では、児童生徒の尊厳を守るために、家庭や市民とともに、いじめの問題に真剣に取り組み、この取組が、人権に対する理解を深め、地域社会全体で、いじめのような人権侵害から児童生徒を守る意識の高揚につながるよう <u>基本方針を踏まえ、いじめの未然防止、早期発見・早期対応に向けた取組を進めてきました。</u> <u>北海道では、いじめの問題への取組の更なる充実に向けて、道と市町村及び国が一層連携して迅速かつ組織的な対応を徹底するとともに、学校間、地域間の連携を深め、児童生徒に関わる全ての人が共通の認識を持っていじめの防止等の取組を推進する必要があるため、令和 5 年 3 月に「北海道いじめ防止基本方針」（以下「道の基本方針」といいます。）の一部を改定したことから、小樽市においても基本方針の改定を行います。</u>		いじめの問題は、児童生徒が夢と誇りを持ち、生き生きと学校生活を送ることを妨げる重大な人権上の問題です。 平成 2 5 年 6 月に「いじめ防止対策推進法」（以下「法」といいます。）が成立し、北海道においては、平成 2 6 年 4 月に「北海道いじめの防止に関する条例」を施行するとともに、同年 8 月に「北海道いじめ防止基本方針」（以下「道の基本方針」といいます。）を決定しました。法施行後も、全国的にいじめにより尊い命が失われる事案や、一部の教職員がいじめの問題を抱え込むなど適切な対応をとらない事案が後を絶たず、国は平成 2 9 年 3 月に「いじめ防止等のための基本的な方針」を改定し、道においても国の動向を踏まえ、平成 3 0 年 2 月に道の基本方針を改定しました。 小樽市では、児童生徒の尊厳を守るために、家庭や市民とともに、いじめの問題に真剣に取り組み、この取組が、人権に対する理解を深め、地域社会全体で、いじめのような人権侵害から児童生徒を守る意識の高揚につながるよう、平成 2 7 年 3 月「小樽市いじめ防止対策推進条例」（以下「条例」といいます。）を制定するとともに、条例第 1 1 条の規定に基づき、同年 4 月「小樽市いじめ防止基本方針」（以下「基本方針」といいます。）を定めました。小樽市においても、国・道の動向を踏まえ、基本方針の改定を行います。
1 いじめの理解		1 いじめの理解
ア いじめの定義【条例第 2 条】		ア いじめの定義【条例第 2 条】
法第 2 条及び条例第 2 条では、いじめの定義として、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいいます。		法第 2 条及び条例第 2 条では、いじめの定義として、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいいます。
いじめを理解するに当たっては、次の点に留意します。		いじめを理解するに当たっては、次の点に留意します。
○ いじめを受けた児童生徒の中には、「いじめを受けたことを認めたくない」、「保護者に心配をかけたくない」などの理由で、いじめの事実を否定することが考えられることから、いじめに当たるか否かの判断は表面的・形式的に行うのではなく、いじめを受けた児童生徒や周辺の状況等を踏まえ、客観的に判断し、対応する。		○ いじめを受けた児童生徒の中には、「いじめを受けたことを認めたくない」、「保護者に心配をかけたくない」などの理由で、いじめの事実を否定することが考えられることから、いじめに当たるか否かの判断は表面的・形式的に行うのではなく、いじめを受けた児童生徒や周辺の状況等を踏まえ、客観的に判断し、対応する。
○ インターネットを通じたいじめなど、本人が気付いていない中で誹謗中傷が行われ、当該児童生徒が心身の苦痛を感じるに至っていない場合も、いじめと同様に対応する。		○ インターネットを通じたいじめなど、本人が気付いていない中で誹謗中傷が行われ、当該児童生徒が心身の苦痛を感じるに至っていない場合も、いじめと同様に対応する。

○ 児童生徒の善意に基づく行為であっても、意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまい、いじめにつながる場合もあることや多くの児童生徒が被害児童生徒としてだけではなく、加害児童生徒としても巻き込まれることや被害、加害の関係が比較的短期間で入れ替わる事実を踏まえ、対応する。 なお、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害児童生徒が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、いじめに該当するため、事案を法第22条及び条例第23条に基づいて設置する組織（以下「学校いじめ対策組織」という。）で情報共有して対応する。		○ 児童生徒の善意に基づく行為であっても、意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまい、いじめにつながる場合もあることや多くの児童生徒が被害児童生徒としてだけではなく、加害児童生徒としても巻き込まれることや被害、加害の関係が比較的短期間で入れ替わる事実を踏まえ、対応する。 なお、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害児童生徒が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、いじめに該当するため、事案を法第22条及び条例第23条に基づいて設置する組織（以下「学校いじめ対策組織」という。）で情報共有して対応する。
○ 「けんか」や「ふざけ合い」であっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。 日頃からグループ内で行われているとして「けんか」や「ふざけ合い」を軽く考え、気付いていながら見逃してしまうことも少なくない。ささいに見える行為でも、表には現れにくい心理的な被害を見逃さない姿勢で対応する。		○ 「けんか」や「ふざけ合い」であっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。 日頃からグループ内で行われているとして「けんか」や「ふざけ合い」を軽く考え、気付いていながら見逃してしまうことも少なくない。ささいに見える行為でも、表には現れにくい心理的な被害を見逃さない姿勢で対応する。
○ 児童生徒が<u>多様性を認め互いに</u>支え合いながら、健やかに成長できる環境の形成を図る観点から、例えば、<u>「性的マイノリティ*1」、 「多様な背景を持つ児童生徒*2」、</u>「東日本大震災により被災した児童生徒又は原子力発電所事故により避難している児童生徒（以下「被災児童生徒」という。）」等学校として特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に、当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。		○ 児童生徒が互いの違いを認め合い、支え合いながら、健やかに成長できる環境の形成を図る観点から、例えば、「発達障がいを含む障がいのある児童生徒」や「海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童生徒」、「性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒」、「東日本大震災により被災した児童生徒又は原子力発電所事故により避難している児童生徒（以下「被災児童生徒」という。）」等学校として特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に、当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。
<u>*1 「性的マイノリティ」とは、LGBT（L：女性同性愛者、G：男性同性愛者、B：両性愛者、T：身体的性別と性自認が一致しない人）のほか、身体的性、性的指向、性自認等の様々な次元の要素の組み合わせによって、多様な性的指向・性自認を持つ人のことです。</u>	2 ページ	
<u>*2 「多様な背景を持つ児童生徒」とは、発達障がい、精神疾患、健康課題のある児童生徒や、支援を要する家庭状況（経済的困難、児童生徒の家庭での過重な負担、外国人児童生徒等）などにある児童生徒のことです。</u>		
イ いじめの解消		イ いじめの解消
いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできません。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。 ただし、必要に応じ、被害児童生徒と加害児童生徒との関係修復状況など他の事情も勘案して判断するものとします。		いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできません。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。 ただし、必要に応じ、被害児童生徒と加害児童生徒との関係修復状況など他の事情も勘案して判断するものとします。
① いじめに係る行為が止んでいること		① いじめに係る行為が止んでいること

被害児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は「学校いじめ対策組織」の判断により、より長期の期間を設定するものとする。 学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。		被害児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は「学校いじめ対策組織」の判断により、より長期の期間を設定するものとする。 学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。
② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと		② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと
いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。		いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。
学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。「学校いじめ対策組織」においては、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。		学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。「学校いじめ対策組織」においては、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。
いじめの解消の見極めに当たっては、学校や保護者のほか、「学校いじめ対策組織」を活用し、必要に応じてスクールカウンセラーや<u>スクールソーシャルワーカー</u>などを含めた集団で判断することが大切である。		いじめの解消の見極めに当たっては、学校や保護者のほか、「学校いじめ対策組織」を活用し、必要に応じてスクールカウンセラーなどを含めた集団で判断することが大切である。
上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性やいじめを受けたことによる心理的な影響が容易には消えない場合も十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。		上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性やいじめを受けたことによる心理的な影響が容易には消えない場合も十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。
2 いじめの防止等の対策に関する基本理念【条例第3条】		2 いじめの防止等の対策に関する基本理念【条例第3条】
全ての子どもは、かけがえのない存在であり、まさに社会の宝です。 そして、小樽の子ども一人一人が健やかに成長していくことは、このまちの願いであり、豊かな未来の実現に向けて最も大切なことです。 子どもは人と人のかかわり合いの中で、自らの特性や可能性を確かめるとともに他の人の長所等を発見します。<u>多様性を認め互いに支え合い</u>、誰もが安心して生活できる場であれば、子どもは温かい人間関係の中で自己実現を目指して、伸び伸びと生活できます。しかし、ひとたび子どもの生活の場に、他者を排除するような雰囲気が生まれたら、その場は子どもが安心できる居場所としての機能を失い、いじめを発生、助長させることにつながりかねません。子どもにとって、いじめはその健やかな成長への阻害要因となるだけでなく、将来に向けた希望を失わせるなど、深刻な影響を与えるものであるとの認識に立つ必要があります。		全ての子どもは、かけがえのない存在であり、まさに社会の宝です。 そして、小樽の子ども一人一人が健やかに成長していくことは、このまちの願いであり、豊かな未来の実現に向けて最も大切なことです。 子どもは人と人のかかわり合いの中で、自らの特性や可能性を確かめるとともに他の人の長所等を発見します。互いを認め合い、誰もが安心して生活できる場であれば、子どもは温かい人間関係の中で自己実現を目指して、伸び伸びと生活できます。しかし、ひとたび子どもの生活の場に、他者を排除するような雰囲気が生まれたら、その場は子どもが安心できる居場所としての機能を失い、いじめを発生、助長させることにつながりかねません。子どもにとって、いじめはその健やかな成長への阻害要因となるだけでなく、将来に向けた希望を失わせるなど、深刻な影響を与えるものであるとの認識に立つ必要があります。
そこで、条例に基づき、いじめを防止するための基本理念を次のとおり示します。	3 ページ	そこで、条例に基づき、いじめを防止するための基本理念を次のとおり示します。
（１）いじめ防止対策は、いじめが全ての児童生徒に関係する問題であることに鑑み、いじめはどの学校でも、どの児童生徒にも生じうるという緊張感を持ち、児童生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめを無くするよう真剣に取り組む必要がある。		（１）いじめ防止対策は、いじめが全ての児童生徒に関係する問題であることに鑑み、いじめはどの学校でも、どの児童生徒にも生じうるという緊張感を持ち、児童生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめを無くするよう真剣に取り組む必要がある。

(2) いじめ防止対策は、児童生徒がいじめを行わず、他の児童生徒に対して行われるいじめを やし立てず、及びこれを認識しながら放置することがないようにするため、いじめが児童生徒の 心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童生徒の理解を深め、いじめの解決に向けて 主体的に行動できるようにすることが必要である。		(2) いじめ防止対策は、児童生徒がいじめを行わず、他の児童生徒に対して行われるいじめを やし立てず、及びこれを認識しながら放置することがないようにするため、いじめが児童生徒の 心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童生徒の理解を深め、いじめの解決に向けて 主体的に行動できるようにすることが必要である。
(3) いじめ防止対策は、いじめを受けた児童生徒の生命及び心身を保護することが最も重要であ り、いじめを受けた児童生徒に非はないとの認識に立ち、学校全体で組織的に取り組むとともに 学校、家庭、市民、行政その他の関係者の相互の連携協力のもと、社会全体でいじめの問題を克 服することを目指し、いじめを許さない子ども社会の実現に努める必要がある。		(3) いじめ防止対策は、いじめを受けた児童生徒の生命及び心身を保護することが最も重要であ り、いじめを受けた児童生徒に非はないとの認識に立ち、学校全体で組織的に取り組むとともに 学校、家庭、市民、行政その他の関係者の相互の連携協力のもと、社会全体でいじめの問題を克 服することを目指し、いじめを許さない子ども社会の実現に努める必要がある。
3 いじめの禁止【条例第4条】		3 いじめの禁止【条例第4条】
いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長 及び人格の形成に重大な影響を及ぼし、いじめを受けた児童生徒の心に長く深い傷を残すもので す。いじめは絶対に許されない行為であり、全ての児童生徒は、いかなる理由があってもいじめを 行ってはいけません。		いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長 及び人格の形成に重大な影響を及ぼし、いじめを受けた児童生徒の心に長く深い傷を残すもので す。いじめは絶対に許されない行為であり、全ての児童生徒は、いかなる理由があってもいじめを 行ってはいけません。
4 いじめ防止に向けた方針【条例第5条～第9条】		4 いじめ防止に向けた方針【条例第5条～第9条】
児童生徒のいじめを防止するために、社会全体がいじめを起こさせない風土づくりに努めます。 また、いじめを察知した場合は適切に指導することが重要です。その実行のために、市全体で児童 生徒の健やかな成長を支え、見守る役割を果たす必要があります。		児童生徒のいじめを防止するために、社会全体がいじめを起こさせない風土づくりに努めます。 また、いじめを察知した場合は適切に指導することが重要です。その実行のために、市全体で児童 生徒の健やかな成長を支え、見守る役割を果たす必要があります。
(1) 市として（教育委員会を含む）		(1) 市として（教育委員会を含む）
子どもたちの教育環境を整備し、安心・安全に暮らせるまちづくりを進めます		子どもたちの教育環境を整備し、安心・安全に暮らせるまちづくりを進めます
(1) いじめの防止に関する基本的な方針を定め、これに基づき、いじめの防止及び解決を図るた めの必要な施策を総合的に策定し、実施します。		(1) いじめの防止に関する基本的な方針を定め、これに基づき、いじめの防止及び解決を図るた めの必要な施策を総合的に策定し、実施します。
(2) いじめの予防及び早期発見その他のいじめの防止、いじめを受けた児童生徒に対する適切な 支援、いじめを行った者等に対する適切な指導を行うため、いじめに関する相談体制の充実、学 校、家庭、市民、関係機関等の連携の強化、その他必要な体制の整備に努めます。		(2) いじめの予防及び早期発見その他のいじめの防止、いじめを受けた児童生徒に対する適切な 支援、いじめを行った者等に対する適切な指導を行うため、いじめに関する相談体制の充実、学 校、家庭、市民、関係機関等の連携の強化、その他必要な体制の整備に努めます。
(3) 学校におけるいじめの実態の把握に努めるとともに、いじめに関する報告を受けたときは、 適切かつ迅速に、いじめを防止するための必要な措置を講じます。		(3) 学校におけるいじめの実態の把握に努めるとともに、いじめに関する報告を受けたときは、 適切かつ迅速に、いじめを防止するための必要な措置を講じます。
(4) 児童生徒が安心し、豊かに生活できるよう、いじめ防止に向けて必要な啓発を行います。		(4) 児童生徒が安心し、豊かに生活できるよう、いじめ防止に向けて必要な啓発を行います。
(5) インターネットなどによるいじめを防止するため、学校、家庭、関係機関等が協力し、啓発 等の必要な対策を進めます。		(5) インターネットなどによるいじめを防止するため、学校、家庭、関係機関等が協力し、啓発 等の必要な対策を進めます。
(2) 市立学校として	4 ページ	(2) 市立学校として
いじめを見逃さず、豊かな人間関係を築く教育を行います		いじめを見逃さず、豊かな人間関係を築く教育を行います
<u>(1) 校長のリーダーシップの下、教員と心理や福祉等の専門スタッフとの連携・協働や学校のマ ネジメントが組織的に行われる体制を整備するとともに、家庭、地域、関係機関等と連携した 「社会に開かれたチーム学校」として、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に努めます。</u>		
<u>(2) 児童生徒が安心して通い、学習や生活ができる場であることが求められることから、単にい じめをなくす取組にとどまらず、規律正しい態度で主体的に参加し、活躍できる授業づくりや、 好ましい人間関係を基礎に豊かな集団生活が営まれる環境づくりを進めます。</u>		(1) 児童生徒が安心して通い、学習や生活ができる場であることが求められることから、単にい じめをなくす取組にとどまらず、規律正しい態度で主体的に参加し、活躍できる授業づくりや、 好ましい人間関係を基礎に豊かな集団生活が営まれる環境づくりを進めます。
<u>(3) 児童生徒が主体となって、いじめのない社会を形成するという意識を育むため、児童生徒の 発達段階に応じたいじめを防止する取組が実践できるよう道徳教育や人権教育を充実させなが ら、指導、支援します。</u>		(2) 児童生徒が主体となって、いじめのない社会を形成するという意識を育むため、児童生徒の 発達段階に応じたいじめを防止する取組が実践できるよう道徳教育や人権教育を充実させなが ら、指導、支援します。

(4) いじめは、どの学校にも、どのクラスにも、どの児童生徒にも起こりうることを強く意識し、いじめを未然に防ぎ、いじめが発生した場合は早期に解消できるよう保護者、地域や関係機関と連携し情報を共有しながら指導にあたります。		(3) いじめは、どの学校にも、どのクラスにも、どの児童生徒にも起こりうることを強く意識し、いじめを未然に防ぎ、いじめが発生した場合は早期に解消できるよう保護者、地域や関係機関と連携し情報を共有しながら指導にあたります。
(5) 情報化社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度を育成する情報モラル教育の取組を強化し、インターネット等の正しい利用方法を学習させるとともに、インターネット利用等に関する小樽市のルール「おたるスマート7」等を通じて、生活習慣の改善とインターネット上のいじめに対処する体制を整備します。		(4) 情報モラル教育の取組を強化し、インターネット等の正しい利用方法を学習させるとともに、インターネット利用等に関する小樽市のルール「おたるスマート7」等を通じて、生活習慣の改善とネット上のいじめの防止等に取り組みます。
(6) 相談窓口を明示するとともに、児童生徒に対して定期的なアンケートや個別面談を実施するなど、児童生徒一人一人の状況の把握を組織的に行います。		(5) 相談窓口を明示するとともに、児童生徒に対して定期的なアンケートや個別面談を実施するなど、児童生徒一人一人の状況の把握を組織的に行います。
(7) いじめを絶対に許さないこと、いじめられている児童生徒を守り抜くことを表明し、いじめの把握に努めるとともに、校長のリーダーシップのもと組織的に取り組みます。		(6) いじめを絶対に許さないこと、いじめられている児童生徒を守り抜くことを表明し、いじめの把握に努めるとともに、校長のリーダーシップのもと組織的に取り組みます。
(8) いじめの問題に迅速に対応するには、いじめの早期発見が不可欠であることから、 <u>全教職員が「いじめは、どの子どもにも、どの学校にも起こりうる」、「いじめ見逃しゼロ」という意識をもち、児童生徒のささいな変化・兆候であっても、いじめとの関連を常に考慮して、早い段階から関わりを持ち、いじめを看過したり軽視したりすることなく、積極的にいじめを認知します。</u>		(7) いじめの問題に迅速に対応するには、いじめの早期発見が不可欠であることから、児童生徒のささいな変化・兆候であっても、いじめとの関連を常に考慮して、早い段階から関わりを持ち、いじめを看過したり軽視したりすることなく、積極的にいじめの認知に努めます。
(9) いじめを認知した場合、家庭や関係機関と連携して、直ちにいじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保します。いじめたとされる児童生徒に対しては事情を確認した上で、いじめが行われていた場合は、その保護者と情報を共有して別に指導を行い、いじめの非に気付かせ、いじめを受けた児童生徒への謝罪の気持ちを醸成させるなど組織的に対応します。		(8) いじめを認知した場合、家庭や関係機関と連携して、直ちにいじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保します。いじめたとされる児童生徒に対しては事情を確認した上で、いじめが行われていた場合は、その保護者と情報を共有して別に指導を行い、いじめの非に気付かせ、いじめを受けた児童生徒への謝罪の気持ちを醸成させるなど組織的に対応します。
(10) 保護者、地域住民その他の関係者といじめの問題について協議する機会を設け、認識を共有して、より多くの大人が、児童生徒の悩みや相談を受け止めることができるよう連携した取組を進めます。		(9) 保護者、地域住民その他の関係者といじめの問題について協議する機会を設け、認識を共有して、より多くの大人が、児童生徒の悩みや相談を受け止めることができるよう連携した取組を進めます。
(11) 教職員は、いじめを発見し、又は相談を受けた場合は、当該いじめに係る情報を学校の定めた方針等に沿って記録するとともに、速やかに「学校いじめ対策組織」に報告し、学校の組織的な対応に繋がります。「学校いじめ対策組織」において情報共有を行った後は、事実関係を確認の上、組織的な対応方針の下、被害児童生徒を徹底して守り通します。		(10) 教職員は、いじめを発見し、又は相談を受けた場合は、当該いじめに係る情報を学校の定めた方針等に沿って記録するとともに、速やかに「学校いじめ対策組織」に報告し、学校の組織的な対応に繋がります。「学校いじめ対策組織」において情報共有を行った後は、事実関係を確認の上、組織的な対応方針の下、被害児童生徒を徹底して守り通します。
(12) 教職員は、児童生徒に直接指導する立場にあることから、 <u>教職員の言動が児童生徒に大きな影響力を持つとの認識の下、教職員の不適切な認識や言動、差別的な態度や言動が児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう十分留意します。</u>		(11) 教職員は、児童生徒に直接指導する立場にあることから、教職員の不適切な認識や言動、差別的な態度や言動が児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう十分留意します。
(3) 保護者として 学校や地域と協力して、子どもにしっかりと規範意識を育みます	5 ページ	(3) 保護者として 学校や地域と協力して、子どもにしっかりと規範意識を育みます
(1) どの子どもも、いじめの加害者にも被害者にもなりうることを意識し、いじめに加担しないよう指導に努め、また、日頃からいじめ被害など悩みがあった場合は、周囲の大人に相談するよう働きかけます。		(1) どの子どもも、いじめの加害者にも被害者にもなりうることを意識し、いじめに加担しないよう指導に努め、また、日頃からいじめ被害など悩みがあった場合は、周囲の大人に相談するよう働きかけます。
(2) いじめを防止するために、学校や地域の人々など児童生徒を見守っている大人との情報交換に努めるとともに、根絶を目指し互いに補完しあいながら協働して取り組みます。		(2) いじめを防止するために、学校や地域の人々など児童生徒を見守っている大人との情報交換に努めるとともに、根絶を目指し互いに補完しあいながら協働して取り組みます。

(3) 子どもの発達の段階を踏まえ、必要に応じ、自ら範を示すなどして基本的な生活習慣や社会生活上のルールやマナー等を身に付けさせます。		(3) 子どもの発達の段階を踏まえ、必要に応じ、自ら範を示すなどして基本的な生活習慣や社会生活上のルールやマナー等を身に付けさせます。
(4) 日頃から家庭において、子どもの会話や触れ合いを通して生活の様子の変化や不安な気持ちなどの兆候をいち早く把握できるように努め、把握した場合には、子どもに寄り添い、悩みや不安等を共感的に理解するとともに、学校をはじめ関係機関等に相談して支援を受けながらその解消に努めます。		(4) 日頃から家庭において、子どもの会話や触れ合いを通して生活の様子の変化や不安な気持ちなどの兆候をいち早く把握できるように努め、把握した場合には、子どもに寄り添い、悩みや不安等を共感的に理解するとともに、学校をはじめ関係機関等に相談して支援を受けながらその解消に努めます。
(5) 子どもがいじめを受けている場合には、気持ちを受け止め、心と体を守ることを第一に考え、「絶対を守る」という気持ちを伝え、安心させるとともに、子どもの心情等を十分に理解し、 <u>対応します。</u>		(5) 子どもがいじめを受けている場合には、気持ちを受け止め、心と体を守ることを第一に考え、「絶対を守る」という気持ちを伝え、安心させるとともに、子どもの心情等を十分に理解し、対応するよう努めます。
(6) 子どもがいじめを行った場合には、自らの行為を深く反省するよう厳しく指導するとともに、同じ過ちを繰り返すことがないよう、見守り支えます。		(6) 子どもがいじめを行った場合には、自らの行為を深く反省するよう厳しく指導するとともに、同じ過ちを繰り返すことがないよう、見守り支えます。
(7) インターネットを通して行われるいじめを防止するために、子どもが携帯電話等を使用する場合には、保護者は、フィルタリングの設定を行ったり、約束の時間が守られているか確認したりするなど、インターネット利用等に関する小樽市のルール「おたるスマート7」の取組を徹底します。 <u>また、インターネットにおいて青少年有害情報が多く流通していることを認識し、自らの教育方針及び子どもの発達の段階に応じ、その保護する子どもについて、インターネットの利用の状況を適切に把握するとともに、青少年有害情報フィルタリングソフトウェアの利用などの方法により、インターネットの利用を適切に管理し、インターネットを適切に活用する能力の習得の促進に努めます。</u> <u>なお、携帯電話端末等からのインターネットの利用が不適切に行われた場合には、犯罪の被害やいじめ等様々な問題が生じることに留意します。</u>		(7) インターネットを通して行われるいじめを防止するために、子どもが携帯電話等を使用する場合には、保護者は、フィルタリングの設定を行ったり、約束の時間が守られているか確認したりするなど、インターネット利用等に関する小樽市のルール「おたるスマート7」の取組を徹底します。
(4) 小樽の子として		(4) 小樽の子として
思いやりの心を持ち、自分も友達も大切にします		思いやりの心を持ち、自分も友達も大切にします
(1) 小樽の子は、互いの違いを認め合い、支え合い、思いやりの心を持ちながら、自らが主体的にいじめのない学校や地域づくりに努めます。		(1) 小樽の子は、互いの違いを認め合い、支え合い、思いやりの心を持ちながら、自らが主体的にいじめのない学校や地域づくりに努めます。
(2) 自分の周りなどで、いじめがあると感じたり、思ったりしたときは、迷わずに当事者に声をかけることや、周囲の人に積極的に相談することなどに努めます。		(2) 自分の周りなどで、いじめがあると感じたり、思ったりしたときは、迷わずに当事者に声をかけることや、周囲の人に積極的に相談することなどに努めます。
(3) 携帯電話等は保護者と使用上の約束をし、特に、インターネットを通して他人を誹謗中傷したり、個人情報を流布したりするなど、いじめにつながるような行為には関わりません。また、このようないじめに気付いたときは、すぐに保護者や学校の先生に相談します。		(3) 携帯電話等は保護者と使用上の約束をし、特に、インターネットを通して他人を誹謗中傷したり、個人情報を流布したりするなど、いじめにつながるような行為には関わりません。また、このようないじめに気付いたときは、すぐに保護者や学校の先生に相談します。
(5) 小樽市民として	6 ページ	(5) 小樽市民として
このまちの未来のために、子どもの健やかな成長を支えます		このまちの未来のために、子どもの健やかな成長を支えます
(1) 市内に住所を有する者、市内に通勤し、又は通学する者並びに市内において事業活動を行う者及び活動する団体(条例に基づき、以下「市民」という。)は、小樽市の児童生徒が安心して過ごすことができる環境づくりに努めます。		(1) 市内に住所を有する者、市内に通勤し、又は通学する者並びに市内において事業活動を行う者及び活動する団体(条例に基づき、以下「市民」という。)は、小樽市の児童生徒が安心して過ごすことができる環境づくりに努めます。
(2) 児童生徒の成長、生活に関心を持ち、いじめの兆候等が感じられるときは、関係する保護者、学校、関係機関等に積極的に情報を提供するとともに、連携していじめの防止に努めます。		(2) 児童生徒の成長、生活に関心を持ち、いじめの兆候等が感じられるときは、関係する保護者、学校、関係機関等に積極的に情報を提供するとともに、連携していじめの防止に努めます。

(3) 市民は、児童生徒が積極的に参加できるような地域行事等を行い、地域の大人から多くのことを学ぶことができる機会を設けるよう配慮します。		(3) 市民は、児童生徒が積極的に参加できるような地域行事等を行い、地域の大人から多くのことを学ぶことができる機会を設けるよう配慮します。
(4) 児童生徒の健全育成にかかわる諸機関は、その役割を認識し、児童生徒が健やかに成長することを願い、相互に連携し、いじめの根絶に努めます。		(4) 児童生徒の健全育成にかかわる諸機関は、その役割を認識し、児童生徒が健やかに成長することを願い、相互に連携し、いじめの根絶に努めます。
5 北海道等との連携【条例第10条】		5 北海道等との連携【条例第10条】
市は、北海道のいじめの防止対策に関する各種事業の導入、研修会等への参加を進め、必要時には措置を要請するとともに、市内の私立中学校、公・私立高等学校等との必要な連携・協力を進めます。		市は、北海道のいじめの防止対策に関する各種事業の導入、研修会等への参加を進め、必要時には措置を要請するとともに、市内の私立中学校、公・私立高等学校等との必要な連携・協力を進めます。
第2章 いじめの防止等のために小樽市が実施する施策		第2章 いじめの防止等のために小樽市が実施する施策
市は、基本方針に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的に策定し推進します。また、これらに必要な財政上の措置その他の必要な措置を講じます。 具体的には、いじめの防止等のための、以下のような取組を推進します。		市は、基本方針に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的に策定し推進します。また、これらに必要な財政上の措置その他の必要な措置を講じます。 具体的には、いじめの防止等のための、以下のような取組を推進します。
○ 児童生徒の健全育成にかかわる機関、諸団体等との連携強化		○ 児童生徒の健全育成にかかわる機関、諸団体等との連携強化
○ 教職員の資質向上		○ 教職員の資質向上
○ 児童生徒、保護者等を対象としたインターネット利用等に関する小樽市のルール「おたるスマート7」等の啓発活動		○ 児童生徒、保護者等を対象としたインターネット利用等に関する小樽市のルール「おたるスマート7」等の啓発活動
○ 「小樽市小中学校情報モラル対策委員会」のネットパトロールなどの活動による、いじめの抑止		○ 「小樽市小中学校情報モラル対策委員会」のネットパトロールなどの活動による、いじめの抑止
○ いじめの防止等のために必要な事項やいじめの防止等のための調査研究、検証及びその成果の公表		○ いじめの防止等のために必要な事項やいじめの防止等のための調査研究、検証及びその成果の公表
○ いじめに係る相談体制についての広報及び啓発活動		○ いじめに係る相談体制についての広報及び啓発活動
○ 学校と家庭、地域が地域ぐるみで対応する体制の構築		○ 学校と家庭、地域が地域ぐるみで対応する体制の構築
○ 市内の私立中学校、公・私立高等学校等との情報交流等の連携・協力 など		○ 市内の私立中学校、公・私立高等学校等との情報交流等の連携・協力 など
1 「小樽市いじめ問題対策連絡協議会」の設置【条例第12条】		1 「小樽市いじめ問題対策連絡協議会」の設置【条例第12条】
法第14条及び条例第12条により、市は、いじめの防止等に関する関係機関の連携強化を図るため、市長部局、教育委員会、学校（私立中学校、公・私立高等学校等を含む）、PTA連合会、法務局、警察、その他の関係機関及び団体等により構成される、「小樽市いじめ問題対策連絡協議会」を設置します。		法第14条及び条例第12条により、市は、いじめの防止等に関する関係機関の連携強化を図るため、市長部局、教育委員会、学校（私立中学校、公・私立高等学校等を含む）、PTA連合会、法務局、警察、その他の関係機関及び団体等により構成される、「小樽市いじめ問題対策連絡協議会」を設置します。
2 「小樽市いじめ防止対策審議会」の設置【条例第13条】		2 「小樽市いじめ防止対策審議会」の設置【条例第13条】
条例第13条により、いじめ防止対策を実効的に行い、重大事態に係る調査などのため、教育委員会の附属機関として、学識経験者、いじめ防止等に関する知見を有する者等5名以内の委員により構成される、「小樽市いじめ防止対策審議会」を設置します。		条例第13条により、いじめ防止対策を実効的に行い、重大事態に係る調査などのため、教育委員会の附属機関として、学識経験者、いじめ防止等に関する知見を有する者等5名以内の委員により構成される、「小樽市いじめ防止対策審議会」を設置します。
3 教育委員会の具体的な取組	7ページ	3 教育委員会の具体的な取組
(1) いじめの防止・早期発見に関すること		(1) いじめの防止・早期発見に関すること
ア 児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが、いじめの防止に資することを踏まえ、「特別の教科道徳」をはじめ、全ての教育活動を通じて児童の権利に関する条約や子ども基本法の趣旨を踏まえた人権教育、道徳教育及び体験活動等の充実を図ります。 <u>また、アイヌの人たちについて正しく理解し、我が国の先住民族であるアイヌの人たちが暮らしていることやアイヌ文化の価値を認識する取組を行います。</u>		ア 児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが、いじめの防止に資することを踏まえ、「特別の教科道徳」をはじめ、全ての教育活動を通じて人権教育、道徳教育及び体験活動等の充実を図ります。

○ 児童生徒がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、いじめに正面から向き合う道徳に向けた指導の充実		○ 児童生徒がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、いじめに正面から向き合う道徳に向けた指導の充実
○ 人権擁護機関と連携した人権教育の推進		○ 人権擁護機関と連携した人権教育の推進
<u>○ アイヌ文化等について学習する機会の充実</u>		
○ 特別の教科道徳の授業実践の交流		○ 特別の教科道徳の授業実践の交流
○ 体験活動等を実施する教育施設の整備、充実		○ 体験活動等を実施する教育施設の整備、充実
○ 特別の教科道徳の授業等における「情報モラル教育」の指導の充実 など		○ 特別の教科道徳の授業等における「情報モラル教育」の指導の充実 など
イ いじめの防止に資する活動であって、児童生徒が自主的に行うものに対する支援、児童生徒及びその保護者並びに当該学校の教職員に対していじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発を推進します。		イ いじめの防止に資する活動であって、児童生徒が自主的に行うものに対する支援、児童生徒及びその保護者並びに当該学校の教職員に対していじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発を推進します。
○ 「小樽いじめ防止サミット」など、児童生徒同士がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、いじめに正面から向き合えるような意見を交流する場の設定		○ 「小樽いじめ防止サミット」など、児童生徒同士がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、いじめに正面から向き合えるような意見を交流する場の設定
○ 児童生徒、教職員・保護者向けの啓発資料の作成、配布 など		○ 児童生徒、教職員・保護者向けの啓発資料の作成、配布 など
ウ 児童生徒をいじめから守り、社会全体でいじめの防止に取り組むことへの理解及び協力を求めます。		ウ 児童生徒をいじめから守り、社会全体でいじめの防止に取り組むことへの理解及び協力を求めます。
○ 関係団体等への啓発及び「いじめ防止キャンペーン」を年2回実施		○ 関係団体等への啓発及び「いじめ防止キャンペーン」を年2回実施
○ いじめ防止標語や人権作文の取組の充実		○ いじめ防止標語や人権作文の取組の充実
○ 町内会と児童生徒の意見交流 など		○ 町内会と児童生徒の意見交流
<u>エ 学校の教育活動全体を通じて望ましい人間関係を構築する能力やコミュニケーション能力の育成を図る取組を充実します。</u>		
<u>○ 主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善</u>		
<u>○ ソーシャル・スキル・トレーニングやソーシャル・エモーショナル・ラーニング*3 など、心理教育プログラムの推進</u>		
<u>○ 児童生徒の人間関係形成力やコミュニケーション能力等の育成を図る取組に関する事業等の成果の普及 など</u>		
<u>○ 子ども理解支援ツール「ほっと」*4や学校環境適応感尺度「アセス」*5等を活用した児童生徒のよりよい人間関係を構築する上で必要な能力を育成する取組の推進 など</u>		
<u>*3 「ソーシャル・エモーショナル・ラーニング」とは、自己の捉え方と他者との関わり方を基盤として、社会性（対人関係）に関するスキル、態度、価値観を身に付ける学習であり、社会性と情動に関する心理教育プログラムの総称のことです。</u>		
<u>*4 「子ども理解支援ツール「ほっと」」とは、北海道教育委員会が北海道医療大学と連携・協力して開発したコミュニケーション能力や日常生活への満足度などを計画的、総合的に測定できる子ども理解のための支援ツールのことです。</u>	8 ページ	
<u>*5 「学校環境適応感尺度「アセス」」とは、子どもの学校適応感を知り、必要な支援を行うことで誰一人取り残さない学級をつくることを目的として開発された「6 領域学校環境適応感尺度」(Adaptation Scale for School Environments on Six Spheres) の略称です。</u>		
<u>オ 学校の教育活動全体を通じて性暴力防止に向け、児童生徒が性犯罪・性暴力の加害者にも、被害者にも、傍観者にもならないよう、「生命（いのち）の安全教育」を推進します。</u>		

○ <u>関係機関と連携した、子どもや若者を性暴力の当事者にしないための「生命（いのち）の安全教育」の充実</u>		
○ <u>各種研究協議会における「生命（いのち）の安全教育」や性の多様性に関する課題の理解について研修内容の充実 など</u>		
カ <u>「性的マイノリティ」とされる児童生徒に対して、プライバシーに十分配慮しながら、日頃から適切な支援を行うとともに、児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う取組を推進します。</u>		
○ <u>自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う人権教育の充実</u>		
○ <u>児童生徒が相談しやすい環境の整備の推進</u>		
○ <u>性同一性障がいや性的指向・性自認に対する理解の促進や必要な対応について示した教職員指導資料を活用した教職員への啓発と教職員等を対象とした性の多様性に関する研修の充実</u>		
○ <u>学校教育指導等を通じて、「性的マイノリティ」とされる児童生徒の在籍状況の把握に努めるとともに、通知に基づく対応が徹底されるように学校に対する指導、助言 など</u>		
キ いじめを早期に発見するため、児童生徒に対する定期的なアンケート調査その他の必要な措置を講じます。		エ いじめを早期に発見するため、児童生徒に対する定期的なアンケート調査その他の必要な措置を講じます。
○ 国が実施する、複数回のいじめにかかわるアンケートとともに、市独自で実施する学期ごとの「いじめ実態調査」 など		○ 国が実施する、複数回のいじめにかかわるアンケートとともに、市独自で実施する学期ごとの「いじめ実態調査」 など
なお、設置する学校におけるいじめの防止等の取組の実施、校内研修の実施状況や、定期的なアンケート調査、個人面談の取組などいじめの実態把握の取組状況について把握し道に報告します。		なお、設置する学校におけるいじめの防止等の取組の実施、校内研修の実施状況や、定期的なアンケート調査、個人面談の取組などいじめの実態把握の取組状況について把握し道に報告しま
ク <u>児童生徒及びその保護者並びに当該学校の教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制を整備するとともに、児童生徒に自ら周囲に援助を求めることの重要性を理解させる取組を推進します。</u>		オ 児童生徒及びその保護者並びに当該学校の教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制を整備します。
○ 道教委のスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの活用		○ 道教委のスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの活用
○ <u>1人1台端末を活用した道教委の相談窓口「おなやみポスト」*6や、SNSを活用した相談事業*7の活用</u>		
○ 市で配置しているスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、教育研究所及び教育支援センターの職員による教育相談窓口の周知徹底を図る資料等の作成、配布		○ 市で配置しているスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、教育研究所及び教育支援センターの職員による教育相談窓口の周知徹底を図る資料等の作成、配布
○ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーによる自身の活動の周知促進		○ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーによる自身の活動の周知促進 など
○ <u>「児童生徒の自殺を予防するためのプログラム」の普及・啓発</u>		
○ <u>「SOSの出し方に関する教育」の指導例の配布・周知</u>		
○ <u>「心と身体のチェックリスト」の普及・啓発 など</u>		
*6 <u>「1人1台端末を活用した相談窓口「おなやみポスト）」とは、いじめに関することなどの悩みを、北海道教育委員会のWebページで受け付ける窓口のことです。</u>	9ページ	
*7 <u>「SNSを活用した相談事業」とは、いじめを含め様々な悩みを抱える生徒に対し、生徒が直接、専門の相談員と双方向の相談を実施できる事業です。</u>		
ケ 教職員に対し、いじめの防止等に関する研修の実施等、資質能力の向上に必要な措置を講じます。		カ 教職員に対し、いじめの防止等に関する研修の実施等、資質能力の向上に必要な措置を講じます。
○ 教職員向けの資料の作成、配布		○ 教職員向けの資料の作成、配布
○ いじめの問題への対応にかかわる「生徒指導研修会」等の開催		○ いじめの問題への対応にかかわる「生徒指導研修会」等の開催

○ 関係機関（警察、児童相談所、法務局等）と教職員の関係強化		○ 関係機関（警察、児童相談所、法務局等）と教職員の関係強化
○ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を活用した教職員のカウンセリング能力等の向上のための校内研修への支援 など		○ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を活用した教職員のカウンセリング能力等の向上のための校内研修への支援 など
<u>コ</u> インターネットを通じて行われるいじめに対しては、道教委と連携して実態把握に努め、早期発見・早期対応のために必要な措置を講じ、いじめの防止と効果的な対処ができるよう資料等を作成、配布するなど、必要な啓発活動を実施します。		キ インターネットを通じて行われるいじめに対しては、道教委と連携して実態把握に努め、早期発見・早期対応のために必要な措置を講じ、いじめの防止と効果的な対処ができるよう資料等を作成、配布するなど、必要な啓発活動を実施します。
○ 各学校の教育課程における「情報モラル教育」の位置付けの明確化		○ 各学校の教育課程における「情報モラル教育」の位置付けの明確化
○ 学校における定期的なネットパトロールの実施を促進		○ 学校における定期的なネットパトロールの実施を促進
○ 「小樽市小中学校情報モラル対策委員会」のネットパトロール活動の強化と情報モラル教育を推進する指導者の育成		○ 「小樽市小中学校情報モラル対策委員会」のネットパトロール活動の強化と情報モラル教育を推進する指導者の育成
○ 保護者向け「ネットパトロール体験会」の地区別開催		○ 保護者向け「ネットパトロール体験会」の地区別開催
○ インターネット利用等に関する小樽市のルール「おたるスマート7」の充実によるインターネット上におけるいじめの防止 など		○ インターネット利用等に関する小樽市のルール「おたるスマート7」の充実によるインターネット上におけるいじめの防止 など
<u>サ</u> 「 <u>多様な背景を持つ児童生徒</u> 」に対して、学校として特に配慮が必要な児童生徒については、 <u>プライバシーに配慮しながら</u> 、日常的に、当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う取組を推進します。		ク 学校として特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に、当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う取組を推進します。
○ 発達障がいを含む障がいのある児童生徒に関わる個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有の推進		○ 発達障がいを含む障がいのある児童生徒に関わる個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有の推進
○ 海外から帰国した児童生徒や外国に <u>つながりのある</u> 児童生徒等の状況の把握に努めるとともに、適切な支援や指導が行われるように学校に対する指導、助言		○ 海外から帰国した児童生徒や外国につながる児童生徒等の状況の把握に努めるとともに、適切な支援や指導が行われるように学校に対する指導、助言
○ 性同一性障害や性的指向・性自認に対する理解の促進や必要な対応について示した教職員指導資料を活用した教職員への啓発		○ 性同一性障害や性的指向・性自認に対する理解の促進や必要な対応について示した教職員指導資料を活用した教職員への啓発
○ 被災児童生徒の在籍状況の把握に努めるとともに、通知に基づく対応が徹底されるように学校に対する指導、助言		○ 被災児童生徒の在籍状況の把握に努めるとともに、通知に基づく対応が徹底されるように学校に対する指導、助言
○ 被災児童生徒が被害を受けたいじめの対応状況調査の実施		
<u>○ ヤングケアラーの特徴や実情を正しく理解するための支援の研修の実施 など</u>		
<u>シ</u> いじめの未然防止に向けて、幼児期の教育においても、発達の段階に応じ、他の幼児と関わる中で相手を尊重する気持ちを持って行動できるよう、取組を推進します。 また、幼児や保護者に対するいじめの未然防止に係る取組を推進します。		ケ いじめの未然防止に向けて、幼児期の教育においても、発達の段階に応じ、他の幼児と関わる中で相手を尊重する気持ちを持って行動できるよう、取組を推進します。 また、幼児や保護者に対するいじめの未然防止に係る取組を推進します。
○ 発達の段階に応じた幼児教育の充実に向けた関係機関等への啓発		○ 発達の段階に応じた幼児教育の充実に向けた関係機関等への啓発
○ 幼児期における取組に関する保護者への啓発 など		○ 幼児期における取組に関する保護者への啓発 など
(2) いじめの対応に関すること	10ページ	(2) いじめの対応に関すること
ア いじめに対する措置		ア いじめに対する措置
○ 教育委員会は、法第23条第2項の規定による市立学校からの報告を受けたときは、必要に応じて、当該学校に対し必要な支援を行い、若しくは必要な措置を講ずることを指示し、又は当該報告に係る事案について自ら必要な調査を行う。		○ 教育委員会は、法第23条第2項の規定による市立学校からの報告を受けたときは、必要に応じて、当該学校に対し必要な支援を行い、若しくは必要な措置を講ずることを指示し、又は当該報告に係る事案について自ら必要な調査を行う。

○ 教育委員会は、市立学校からの報告を受けて、いじめを行った児童生徒の保護者に対して学校教育法（昭和２２年法律第２６号）第３５条第１項（同法第４９条、 第４９条の８ において準用する場合を含む。）の規定に基づき当該児童生徒の出席停止を命ずるなど、いじめを受けた児童生徒その他の児童生徒が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を速やかに講ずる。		○ 教育委員会は、市立学校からの報告を受けて、いじめを行った児童生徒の保護者に対して学校教育法（昭和２２年法律第２６号）第３５条第１項（同法第４９条において準用する場合を含む。）の規定に基づき当該児童生徒の出席停止を命ずるなど、いじめを受けた児童生徒その他の児童生徒が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を速やかに講ずる。 また、いじめの加害者である児童生徒に対して、出席停止の措置を行った場合には、出席停止
○ 教育委員会は、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、就学校の指定の変更や区域外就学等の弾力的な対応を検討する。		○ 教育委員会は、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、就学校の指定の変更や区域外就学等の弾力的な対応を検討する。
イ 市立学校の指導のあり方及び警察への相談・通報による対応		イ 市立学校の指導のあり方及び警察への相談・通報による対応
○ いじめが起きた場合には、被害児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保するとともに、加害児童生徒に対しては事情や心情を聴取し、再発防止に向けて適切かつ継続的に指導及び支援するための必要な措置を講じる。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携のもとで取り組むよう指導・助言する。		○ いじめが起きた場合には、被害児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保するとともに、加害児童生徒に対しては事情や心情を聴取し、再発防止に向けて適切かつ継続的に指導及び支援するための必要な措置を講じる。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携のもとで取り組むよう指導・助言する。
○ いじめの中には、犯罪行為として早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体、又は財産に重大な被害が生じるような直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、学校での適切な指導・支援や被害者の意向への配慮のもと、早期に警察に相談・通報し、警察と連携した対応を取ることが必要であることを学校に指導・助言する。		○ いじめの中には、犯罪行為として早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体、又は財産に重大な被害が生じるような直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、学校での適切な指導・支援や被害者の意向への配慮のもと、早期に警察に相談・通報し、警察と連携した対応を取ることが必要であることを学校に指導・助言する。
○ 教育委員会は、いじめを受けた児童生徒といじめを行った児童生徒が同じ学校に在籍していない場合であっても、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対する支援、いじめを行った児童生徒に対する指導やその保護者に対する助言が適切に行われるようにするため、学校相互間の連携協力体制を整備する。		○ 教育委員会は、いじめを受けた児童生徒といじめを行った児童生徒が同じ学校に在籍していない場合であっても、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対する支援、いじめを行った児童生徒に対する指導やその保護者に対する助言が適切に行われるようにするため、学校相互間の連携協力体制を整備する。
第３章 いじめの防止等のために市立学校が実施すべき施策		第３章 いじめの防止等のために市立学校が実施すべき施策
市立学校は、法第１３条の規定に基づいて基本方針を策定し、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に、また、さらに組織的な対応を行うため、法第２２条に基づき、当該校の複数の教職員を中心に構成される、いじめの防止等の対策のための組織（以下「いじめ防止対策委員会」という。）を中核として、校長の強力なリーダーシップのもと教職員の協力体制を確立し、教育委員会と適切な連携を図りながら、学校の実情に応じた対策を推進します。		市立学校は、法第１３条の規定に基づいて基本方針を策定し、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に、また、さらに組織的な対応を行うため、法第２２条に基づき、当該校の複数の教職員を中心に構成される、いじめの防止等の対策のための組織（以下「いじめ防止対策委員会」という。）を中核として、校長の強力なリーダーシップのもと教職員の協力体制を確立し、教育委員会と適切な連携を図りながら、学校の実情に応じた対策を推進します。
１ 学校いじめ防止基本方針【法第１３条】	１１ページ	１ 学校いじめ防止基本方針【法第１３条】
市立学校は、国の「いじめ防止等のための基本的な方針」や本市の基本方針を参酌し、自校におけるいじめの防止等の取組についての基本的な方向、取組の内容等を「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という。）として定めます。 学校基本方針には、いじめの防止のための取組、早期発見・早期対応のあり方、教育相談体制の充実、児童生徒の指導体制の確立、校内研修の充実などが想定され、いじめの防止、いじめの早期発見、いじめへの対処などいじめの防止等全体に係る内容を盛り込みます。		市立学校は、国の「いじめ防止等のための基本的な方針」や本市の基本方針を参酌し、自校におけるいじめの防止等の取組についての基本的な方向、取組の内容等を「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という。）として定めます。 学校基本方針には、いじめの防止のための取組、早期発見・早期対応のあり方、教育相談体制の充実、児童生徒の指導体制の確立、校内研修の充実などが想定され、いじめの防止、いじめの早期発見、いじめへの対処などいじめの防止等全体に係る内容を盛り込みます。
ア 意義 学校いじめ防止基本方針を定める意義としては、次のようなものがあります。		ア 意義 学校いじめ防止基本方針を定める意義としては、次のようなものがあります。
・ 学校いじめ防止基本方針に基づく対応が徹底されることにより、教職員がいじめを抱え込まず、かつ、学校のいじめへの対応が個々の教職員による対応ではなく組織として一貫した対応となる。		・ 学校いじめ防止基本方針に基づく対応が徹底されることにより、教職員がいじめを抱え込まず、かつ、学校のいじめへの対応が個々の教職員による対応ではなく組織として一貫した対応となる。

- いじめの発生時における学校の対応をあらかじめ示すことは、児童生徒及びその保護者に対し、児童生徒が学校生活を送る上での安心感を与えるとともに、いじめの加害行為の抑止につながる。 - 加害児童生徒への成長支援の観点を基本方針に位置付けることにより、いじめの加害児童生徒への支援につながる。		- いじめの発生時における学校の対応をあらかじめ示すことは、児童生徒及びその保護者に対し、児童生徒が学校生活を送る上での安心感を与えるとともに、いじめの加害行為の抑止につながる。 - 加害者への成長支援の観点を基本方針に位置付けることにより、いじめの加害者への支援につながる。
イ 市立学校の取組 市立学校においては、法第13条の規定により義務付けられている学校いじめ防止基本方針について、「国の基本方針や道の基本方針」を参考に、次の事項に留意して策定します。		イ 市立学校の取組 市立学校においては、法第13条の規定により義務付けられている学校いじめ防止基本方針について、「国の基本方針や道の基本方針」を参考に、次の事項に留意して策定します。
○ 市立学校は、学校いじめ防止基本方針に、いじめの防止、いじめの早期発見・事案対応の在り方、教育相談体制、生徒指導体制、校内研修など、いじめの防止等全体に係る内容を盛り込む。その中核的な内容は、次に示すとおりとする。		○ 市立学校は、学校いじめ防止基本方針に、いじめの防止、いじめの早期発見・事案対応の在り方、教育相談体制、生徒指導体制、校内研修など、いじめの防止等全体に係る内容を盛り込む。その中核的な内容は、次に示すとおりとする。
いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに向けたいじめの防止等の取組を体系的・計画的に行うための包括的な取組の方針		いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに向けたいじめの防止等の取組を体系的・計画的に行うための包括的な取組の方針
いじめの防止等に向けた具体的な指導内容のプログラム化（「学校いじめ防止プログラム」の策定等）		いじめの防止等に向けた具体的な指導内容のプログラム化（「学校いじめ防止プログラム」の策定等）
いじめの情報共有の手順及び情報共有すべき内容（いつ、どこで、誰が、何を、どのように等）の明示		いじめの情報共有の手順及び情報共有すべき内容（いつ、どこで、誰が、何を、どのように等）の明示
アンケート、いじめの通報、情報共有、適切な対応等の在り方についてのマニュアルの作成（「早期発見・事案対応マニュアル」の策定等）		アンケート、いじめの通報、情報共有、適切な対応等の在り方についてのマニュアルの作成（「早期発見・事案対応マニュアル」の策定等）
学校いじめ防止基本方針におけるアンケート調査、個人面談の実施や、結果の検証及び組織的な対応方法の設定		学校いじめ防止基本方針におけるアンケート調査、個人面談の実施や、結果の検証及び組織的な対応方法の設定
「チェックリストを作成・共有して全職員で実施する」などの具体的な取組		「チェックリストを作成・共有して全職員で実施する」などの具体的な取組
「学校いじめ対策組織」の取組の行動計画となるような年間を通じた具体的な活動・事案対応に関する教職員の資質能力の向上に向けた校内研修の実施計画		「学校いじめ対策組織」の取組の行動計画となるような年間を通じた具体的な活動・事案対応に関する教職員の資質能力の向上に向けた校内研修の実施計画
加害児童生徒に対する成長支援の観点を踏まえた加害児童生徒が抱える問題を解決するための具体的な対応方針		加害児童生徒に対する成長支援の観点を踏まえた加害児童生徒が抱える問題を解決するための具体的な対応方針
「学校いじめ対策組織」を中心としたPDCAサイクルによる点検、見直しの取組		「学校いじめ対策組織」を中心としたPDCAサイクルによる点検、見直しの取組
○ 市立学校は、学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付ける。		○ 市立学校は、学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付ける。
学校いじめ防止基本方針において、いじめ防止等のための取組（いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに係る取組、早期発見・事案対応マニュアルの実行、定期的・必要に応じたアンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）に係る目標を設定し、学校評価において目標の達成状況を評価する。		学校いじめ防止基本方針において、いじめ防止等のための取組（いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに係る取組、早期発見・事案対応マニュアルの実行、定期的・必要に応じたアンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）に係る目標を設定し、学校評価において目標の達成状況を評価する。
市立学校は、評価結果を踏まえ、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善を図る。		市立学校は、評価結果を踏まえ、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善を図る。
○ 市立学校は、学校いじめ防止基本方針を策定又は見直す際には、いじめの防止等に関する考え方を共有しながら、学校の取組を円滑に進めていくため、保護者、地域住民、関係機関等の参画を得て進める。 また、学校全体でいじめの防止等に取り組むため、アンケートや協議の場を設けるなどして児童生徒の意見も取り入れ、より分かりやすい基本方針となるよう努める。		○ 市立学校は、学校いじめ防止基本方針を策定又は見直す際には、いじめの防止等に関する考え方を共有しながら、学校の取組を円滑に進めていくため、保護者、地域住民、関係機関等の参画を得て進める。 また、学校全体でいじめの防止等に取り組むため、アンケートや協議の場を設けるなどして児童生徒の意見も取り入れ、より分かりやすい基本方針となるよう努める。

○ 市立学校は、策定した学校いじめ防止基本方針を学校のホームページへの掲載、学校便りに記載し配布、学校内への掲示、その他の方法により、児童生徒、保護者や地域住民が学校いじめ防止基本方針の内容を容易に確認できるような措置を講じる。	1 2 ページ	○ 市立学校は、策定した学校いじめ防止基本方針を学校のホームページへの掲載、学校便りに記載し配布、学校内への掲示、その他の方法により、児童生徒、保護者や地域住民が学校いじめ防止基本方針の内容を容易に確認できるような措置を講じる。
○ 市立学校は、学校いじめ防止基本方針の内容やいじめを発見した時の連絡相談窓口等を必ず入学時・各年度の開始時に資料を配布するなどして、児童生徒、保護者、関係機関等に説明する。 <u>また、いじめが犯罪行為に相当し得ると認められる場合には、学校としても警察への相談・通報を行うことについて、あらかじめ保護者等に対して説明する。</u> なお、年度途中の転入、編入学や前年度から引き続き休学又は留学していた児童生徒が復学した場合等には、同様に当該児童生徒及びその保護者に説明する。		○ 市立学校は、学校いじめ防止基本方針の内容を必ず入学時・各年度の開始時に資料を配布するなどして、児童生徒、保護者、関係機関等に説明する。 なお、年度途中の転入、編入学や前年度から引き続き休学又は留学していた児童生徒が復学した場合等には、同様に当該児童生徒及びその保護者に説明する。
2 市立学校の組織づくりに向けて【法第22条】		2 市立学校の組織づくりに向けて【法第22条】
市立学校は、当該校の複数の教職員等によって構成される「 <u>学校いじめ対策組織</u> 」を組織します。日頃からいじめの問題等、児童生徒指導上の課題に対応するための組織として位置付けている「生徒指導部会」等、既存の組織を活用することは、法の趣旨に合致するものであり、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教員・警察官経験者など外部専門家の参加が必要です。		市立学校は、当該校の複数の教職員等によって構成される「いじめ防止対策委員会」を組織します。日頃からいじめの問題等、児童生徒指導上の課題に対応するための組織として位置付けている「生徒指導部会」等、既存の組織を活用することは、法の趣旨に合致するものであり、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教員・警察官経験者など外部専門家の参加が必要です。
ア 意義 「学校いじめ対策組織」を設置する意義としては、次のようなものがあります。		ア 意義 「学校いじめ対策組織」を設置する意義としては、次のようなものがあります。
・ いじめについては、特定の教職員で問題を抱え込まず学校が組織的に対応することにより、複数の目による状況の見立てが可能となる。		・ いじめについては、特定の教職員で問題を抱え込まず学校が組織的に対応することにより、複数の目による状況の見立てが可能となる。
・ 心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー、弁護士、医師、警察官経験者等の外部専門家が参加しながら対応することなどにより、より実効的ないじめの問題の解決に資することが期待される。		・ 心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー、弁護士、医師、警察官経験者等の外部専門家が参加しながら対応することなどにより、より実効的ないじめの問題の解決に資することが期待される。
イ 市立学校の取組 市立学校においては、「学校いじめ対策組織」について、次の事項に留意して設置します。		イ 市立学校の取組 市立学校においては、「学校いじめ対策組織」について、次の事項に留意して設置します。
・ 自校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により学校の実情に応じて構成する。		・ 自校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により学校の実情に応じて構成する。
・ 可能な限り、「心理や福祉等に関する専門的な知識を有する者」として、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー、弁護士、医師、警察官経験者等の外部専門家の参加を得る。		・ 可能な限り、「心理や福祉等に関する専門的な知識を有する者」として、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー、弁護士、医師、警察官経験者等の外部専門家の参加を得る。
・ 個々のいじめの防止・早期発見・事案対処に当たって、関係の深い教職員を追加する。		・ 個々のいじめの防止・早期発見・事案対処に当たって、関係の深い教職員を追加する。
・ 教職員同士の日常的なつながり、同僚性を向上させるとともに、学校のいじめ対策の企画立案、事案対処等を、学級担任を含めた全ての教職員が経験することができるようにするなど、未然防止・早期発見・事案対処の実効化のため、組織の構成を適宜工夫・改善できるよう柔軟な組織とする。		・ 教職員同士の日常的なつながり、同僚性を向上させるとともに、学校のいじめ対策の企画立案、事案対処等を、学級担任を含めた全ての教職員が経験することができるようにするなど、未然防止・早期発見・事案対処の実効化のため、組織の構成を適宜工夫・改善できるよう柔軟な組織とする。
・ 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画（学校いじめ防止プログラム等）の作成・実施・検証・修正に当たっては、保護者や児童生徒の代表、地域住民などの参画を得て進める。		・ 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画（学校いじめ防止プログラム等）の作成・実施・検証・修正に当たっては、保護者や児童生徒の代表、地域住民などの参画を得て進める。

○ 市立学校は、次のことを踏まえ、「学校いじめ対策組織」の体制を整備する。 また、「学校いじめ対策組織」の体制の整備に当たっては、気付きを共有して早期対応につなげるため、管理職がリーダーシップをとって<u>教職員の心理的安全性*8の確保に努め</u>、情報共有を行いやすい環境の醸成に取り組む。管理職は、学校の特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、「学校いじめ対策組織」に報告を行わないことは、法に違反し得る行為であることを、教職員に周知徹底する。		○ 市立学校は、次のことを踏まえ、「学校いじめ対策組織」の体制を整備する。 また、「学校いじめ対策組織」の体制の整備に当たっては、気付きを共有して早期対応につなげるため、管理職がリーダーシップをとって情報共有を行いやすい環境の醸成に取り組む。管理職は、学校の特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、「学校いじめ対策組織」に報告を行わないことは、法に違反し得る行為であることを、教職員に周知徹底する。
<u>*8 組織が真に機能するためには、「無知、心配性、迷惑と思われるかもしれない発言をしても、この組織なら大丈夫」と思えるなど、発言することへの安心感を持てる状態（心理的安全性）をつくり出すことが不可欠です。</u>	13ページ	
・ 的確にいじめの疑いに関する情報を共有し、共有された情報を基に、組織的に対応できる体制		・ 的確にいじめの疑いに関する情報を共有し、共有された情報を基に、組織的に対応できる体制
・ 事実関係の把握、いじめであるか否かの判断を組織的に行うことができる体制		・ 事実関係の把握、いじめであるか否かの判断を組織的に行うことができる体制
・ いじめが疑われるささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えなどを教職員が抱え込むことなく、又は対応不要であると個人で判断せずに、直ちに全て報告・相談できる体制		・ いじめが疑われるささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えなどを教職員が抱え込むことなく、又は対応不要であると個人で判断せずに、直ちに全て報告・相談できる体制
・ 当該組織に集められた情報は個別の児童生徒ごとに記録するなど、複数の教職員が個別に認知した情報を集約し共有できる体制		・ 当該組織に集められた情報は個別の児童生徒ごとに記録するなど、複数の教職員が個別に認知した情報を集約し共有できる体制
・ 迅速に対応できるよう構成員全体の会議と日常的な関係者の会議に役割分担するなど、機動的に運用できる体制		・ 迅速に対応できるよう構成員全体の会議と日常的な関係者の会議に役割分担するなど、機動的に運用できる体制
○ 市立学校は、「学校いじめ対策組織」の役割に次のことを位置付ける。		○ 市立学校は、「学校いじめ対策組織」の役割に次のことを位置付ける。
・ 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成の際に中核となる役割		・ 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成の際に中核となる役割
・ いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割		・ いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割
・ いじめの相談・通報の窓口としての役割		・ いじめの相談・通報の窓口としての役割
・ いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割		・ いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
・ いじめを察知した場合には、情報の迅速な共有、関係のある児童生徒に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割		・ いじめを察知した場合には、情報の迅速な共有、関係のある児童生徒に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割
・ いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容・情報共有・教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する役割		・ いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容・情報共有・教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する役割
・ いじめの被害児童生徒に対する支援・加害児童生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割		・ いじめの被害児童生徒に対する支援・加害児童生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割
・ 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画（学校いじめ防止プログラム等）の作成・実行・検証・修正を行う役割		・ 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画（学校いじめ防止プログラム等）の作成・実行・検証・修正を行う役割
・ 学校いじめ防止基本方針における年間計画（学校いじめ防止プログラム等）に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割		・ 学校いじめ防止基本方針における年間計画（学校いじめ防止プログラム等）に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割
・ 学校いじめ防止基本方針が自校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う役割（PDCAサイクルの実行を含む。）		・ 学校いじめ防止基本方針が自校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う役割（PDCAサイクルの実行を含む。）
・ 学校いじめ防止基本方針の内容が、児童生徒や保護者、地域住民から容易に認識される取組を行う役割		・ 学校いじめ防止基本方針の内容が、児童生徒や保護者、地域住民から容易に認識される取組を行う役割
・ 被害児童生徒を徹底して守り通し、事案を解決する相談・通報を受け付ける窓口であるなど、「学校いじめ対策組織」の役割が、児童生徒や保護者、地域住民からも容易に認識される取組を行う役割		・ 被害児童生徒を徹底して守り通し、事案を解決する相談・通報を受け付ける窓口であるなど、「学校いじめ対策組織」の役割が、児童生徒や保護者、地域住民からも容易に認識される取組を行う役割

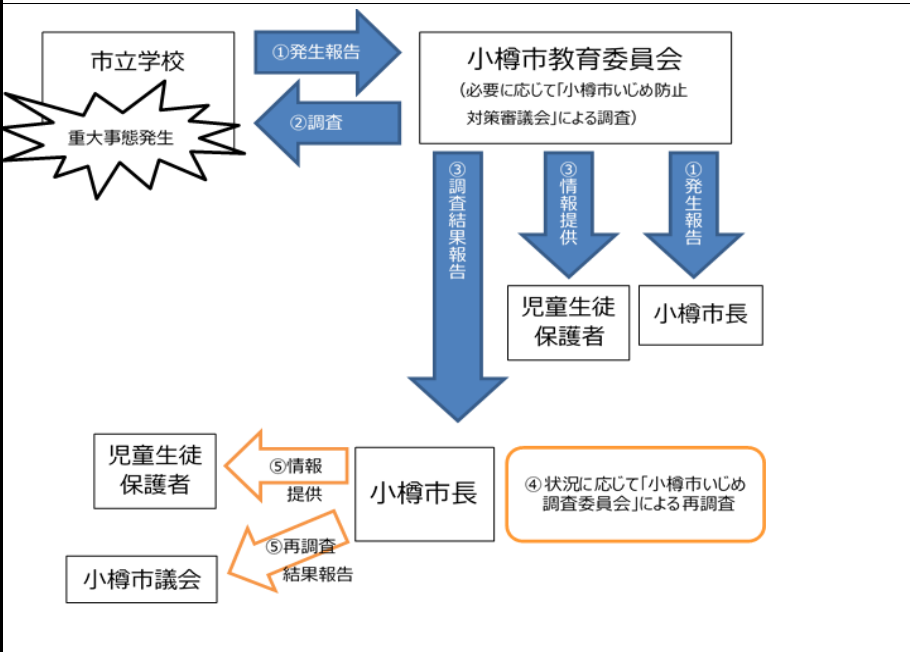
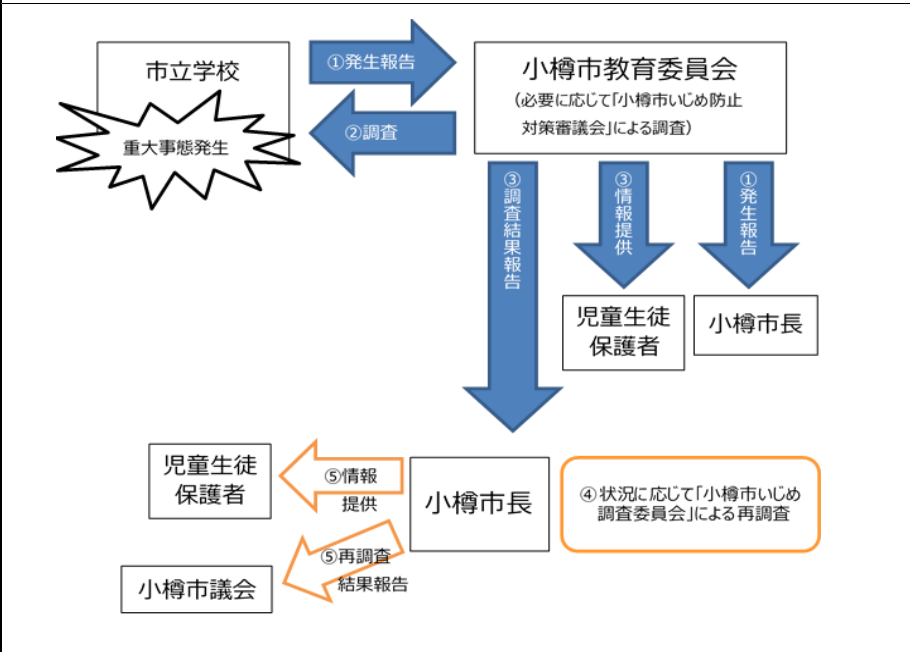
また、当該組織は、学校基本方針の策定や見直し、各学校で定めた取組が計画どおりに進んでいるかどうかのチェックや、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直しなど、各学校のいじめ防止等の取組について、PDCAサイクルで検証を担う役割が期待されます。		また、当該組織は、学校基本方針の策定や見直し、各学校で定めた取組が計画どおりに進んでいるかどうかのチェックや、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直しなど、各学校のいじめ防止等の取組について、PDCAサイクルで検証を担う役割が期待されます。
3 市立学校におけるいじめの防止等に関する取組		3 市立学校におけるいじめの防止等に関する取組
市立学校は、「未然防止」、「早期発見」、「早期対応」の3つの段階に応じて、いじめの防止等に向けた効果的な対策を講じていくこととします。以下に各段階における取組例を示します。		市立学校は、「未然防止」、「早期発見」、「早期対応」の3つの段階に応じて、いじめの防止等に向けた効果的な対策を講じていくこととします。以下に各段階における取組例を示します。
(1) 未然防止	14 ページ	(1) 未然防止
学校においては、いじめの芽はどの児童生徒にも生じ得ることを踏まえ、全ての児童生徒を対象に、学校全体でいじめに向かわせないための未然防止の取組として、児童生徒同士が主体的にいじめの問題について考え、議論することなどのいじめの防止に資する活動に取り組みます。 また、学校は児童生徒に対して、傍観者とならず、「学校いじめ対策組織」への報告をはじめとするいじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるよう努めます。		学校においては、いじめの芽はどの児童生徒にも生じ得ることを踏まえ、全ての児童生徒を対象に、学校全体でいじめに向かわせないための未然防止の取組として、児童生徒同士が主体的にいじめの問題について考え、議論することなどのいじめの防止に資する活動に取り組みます。 また、学校は児童生徒に対して、傍観者とならず、「学校いじめ対策組織」への報告をはじめとするいじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるよう努めます。
1 児童生徒が、誰とでも適切な人間関係を築き、集団の一員であるという自覚と責任を持って行動できるような規律があり、人格が尊重され安心して過ごせる集団づくり		1 児童生徒が、誰とでも適切な人間関係を築き、集団の一員であるという自覚と責任を持って行動できるような規律ある集団づくり
2 児童生徒の個性の発見とよさや可能性の伸長と社会的資質・能力の発達を支えるため、日常的に、児童生徒への挨拶、声かけ、励まし、賞賛、対話、及び授業や行事等を通した個と集団への働きかけ		
3 学校全体における「いじめは絶対に許されない」という雰囲気醸成		2 学校全体における「いじめは絶対に許されない」という雰囲気醸成
4 「いじめに関する授業」の学期ごとの実施など、道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進等による、いじめをしない、させない態度・能力の育成		3 「いじめに関する授業」の学期ごとの実施など、道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進等による、いじめをしない、させない態度・能力の育成
5 いじめを受けていると感じた際に、いじめが生じている集団から離れ、学校内外を問わず誰かに相談することを促す指導の促進		4 いじめを受けていると感じた際に、いじめが生じている集団から離れ、学校内外を問わず誰かに相談することを促す指導の促進
6 児童・生徒自らがいじめについて学び、主体的に考え、児童生徒自身がいじめの防止を訴えるような取組の推進		5 児童・生徒自らがいじめについて学び、主体的に考え、児童生徒自身がいじめの防止を訴えるような取組の推進
7 学校の教育活動全体を通じた、教員と児童生徒との信頼関係の構築		6 学校の教育活動全体を通じた、教員と児童生徒との信頼関係の構築
8 いじめの問題の理解と対応にかかわる学期ごとの校内研修等を通じた教員の資質の向上		7 いじめの問題の理解と対応にかかわる学期ごとの校内研修等を通じた教員の資質の向上
9 児童生徒が性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないよう学校教育全体を通じて性暴力防止に向けた「生命（いのち）の安全教育」の推進		
10 児童生徒及び保護者を対象としたいじめ（ネット上のいじめも含む。）防止のための啓発活動		8 児童生徒及び保護者を対象としたいじめ（ネット上のいじめも含む。）防止のための啓発活動の推進
11 家庭訪問、学校便りなどを通じた家庭との緊密な連携・協力		9 家庭訪問、学校便りなどを通じた家庭との緊密な連携・協力
12 配慮を必要とする児童生徒の交友関係等の情報を把握し、入学や進学時の学級編制や学校生活の節目の適切な指導		10 配慮を必要とする児童生徒の交友関係等の情報を把握し、入学や進学時の学級編成や学校生活の節目の適切な指導
13 「性的マイノリティ」とされる児童生徒に対して、プライバシーに十分配慮しながら、日頃から適切な支援を行うとともに、児童生徒に対して必要な組織的指導		11 特に配慮が必要な児童生徒について、日常的に、当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する指導 など
14 「多様な背景を持つ児童生徒」については、日常的に、当該児童生徒の特性等を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対して必要な組織的指導 など		
(2) 早期発見		(2) 早期発見

学校は、いじめは大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多い <u>という認識の下、「いじめ見逃しゼロ」に向け</u> 、ささいな兆候であっても、いじめとの関連を常に考慮して、早い段階から複数の教職員で的確に関わりを持ち、いじめを隠蔽・看過・軽視することなく、いじめを積極的に認知します。		学校は、いじめは大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを認識し、ささいな兆候であっても、いじめとの関連を常に考慮して、早い段階から複数の教職員で的確に関わりを持ち、いじめを隠蔽・看過・軽視することなく、いじめを積極的に認知します。
1 いじめ防止キャンペーン、各学期に1回の定期的なアンケート調査、子ども理解支援ツール「ほっと」(道教委)や学校環境適応感尺度「アセス」、教育相談の実施等により、早期のいじめの実態把握と児童生徒がいじめを訴えやすい体制の整備		1 いじめ防止キャンペーン、各学期に1回の定期的なアンケート調査、子ども理解支援ツール「ほっと」(道教委)や学校環境適応感尺度「アセス」、教育相談の実施等により、早期のいじめの実態把握と児童生徒がいじめを訴えやすい体制の整備
<u>2 学校いじめ対策組織による事実関係の把握と積極的ないじめの認知</u>		
<u>3 スクールカウンセラーによる、全員を対象とした個別面接の実施</u>		2 スクールカウンセラーによる、全員を対象とした個別面接の実施
<u>4 保健室、相談室等の利用及び電話相談窓口の周知等による相談体制の整備</u>		3 保健室、相談室等の利用及び電話相談窓口の周知等による相談体制の整備
<u>5 行動記録や会議等による教職員全体のいじめに関する情報の共有と教育委員会への報告</u>		4 行動記録や会議等による教職員全体のいじめに関する情報の共有と教育委員会への報告
<u>6 ネットパトロールなどによるインターネット上のいじめの状況把握及び関係機関との連携強化など</u>		5 ネットパトロールなどによるインターネット上のいじめの状況把握及び関係機関との連携強化など
(3) 早期対応	15 ページ	(3) 早期対応
学校は、いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員が問題を抱え込むことなく、 <u>適切なアセスメントに基づき</u> 、迅速かつ組織的に対応し、いじめを受けた児童生徒を守り <u>通し傷ついた心のケアを行う</u> とともに、いじめを行った児童生徒に対しては、教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導します。		学校は、いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員が問題を抱え込むことなく、迅速に組織的に対応し、いじめを受けた児童生徒を守り通すとともに、いじめを行った児童生徒に対しては、教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導します。
1 学校いじめ防止基本方針や早期発見・対処マニュアルに情報共有の手段や共有すべき内容を明記する。		1 学校いじめ防止基本方針や早期発見・対処マニュアルに情報共有の手段や共有すべき内容を明記する。
2 いじめ <u>を受けた</u> 児童生徒及びいじめを知らせてきた児童生徒を守り通し、安心して教育を受けられる環境を確保する。		2 いじめられた児童生徒及びいじめを知らせてきた児童生徒を守り通し、安心して教育を受けられる環境を確保する。
<u>3 いじめを受けた児童生徒へのスクールカウンセラー等による教育相談を行う。</u>		
<u>4 いじめを行った</u> 児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を旨とする教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。		3 いじめた児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を旨とする教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。
<u>5 いじめを見ていた</u> 児童生徒に対して、自分の問題として捉えられるようにするとともに、いじめの事実を早期に学校、家庭、関係機関等に知らせることを促す指導をする。		4 いじめを見ていた児童生徒に対して、自分の問題として捉えられるようにするとともに、いじめの事実を早期に学校、家庭、関係機関等に知らせることを促す指導をする。
<u>6 いじめを受けた</u> 児童生徒及びいじめを知らせてきた児童生徒の保護者への支援、助言をする。		5 いじめられた児童生徒及びいじめを知らせてきた児童生徒の保護者への支援、助言をする。
<u>7 いじめを行った</u> 児童生徒の保護者への協力要請及び助言をする。		6 いじめた児童生徒の保護者への協力要請及び助言をする。
<u>8 保護者会を開催するなどして保護者と情報を共有する。</u>		7 保護者会を開催するなどして保護者と情報を共有する。
<u>9 関係機関や専門家等との相談・連携を図る。</u>		8 関係機関や専門家等との相談・連携を図る。
<u>10 「いじめ」が暴行や傷害等犯罪行為にあたりと認められる場合や、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる場合などは、直ちに警察に通報して、いじめを受けた児童生徒を守る。その際は、学校での適切な指導・支援を行い、いじめを受けた者の意向にも配慮した上で、警察に相談・通報し、連携して対応する。</u>		9 「いじめ」が暴行や傷害等犯罪行為にあたりと認められる場合や、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる場合などは、直ちに警察に通報して、いじめられた児童生徒を守る。その際は、学校での適切な指導・支援を行い、いじめられた者の意向にも配慮した上で、警察に相談・通報し、連携して対応していく。
<u>11 いじめを受けた</u> 児童生徒に対しては、事情や心情を聴取し、児童生徒に合わせた継続的なケアを行う。		10 いじめられた児童生徒に対しては、事情や心情を聴取し、児童生徒に合わせた継続的なケアを行う。
<u>12 いじめを行った</u> 児童生徒に対しては、事情や心情を聴取し、再発防止に向けて適切に指導するとともに、児童生徒の状態に応じた継続的な指導及び支援を行う。		11 いじめた児童生徒に対しては、事情や心情を聴取し、再発防止に向けて適切に指導するとともに、児童生徒の状態に応じた継続的な指導及び支援を行うこと。

13 これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携のもとで取り組む。 など		12 これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携のもとで取り組む。 など
第４章 重大事態への対処		第４章 重大事態への対処
１ 重大事態の発生と調査【法第２８条】		１ 重大事態の発生と調査【法第２８条】
重大事態が発生した場合には、本基本方針や国の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に沿って速やかに対処するとともに、事実関係を明確にする調査を行い、同種の事態の発生の防止に努めます。		重大事態が発生した場合には、本基本方針や国の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に沿って速やかに対処するとともに、事実関係を明確にする調査を行い、同種の事態の発生の防止に努めます。
(１) 重大事態の意味	１６ページ	(１) 重大事態の意味
・ 重大事態とは、法第２８条第１項に規定されているとおり、 (１) いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。		・ 重大事態とは、法第２８条第１項に規定されているとおり、 (１) いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
(２) いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。		(２) いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
・ 法第２８条にいう「いじめにより」とは、各号に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。		・ 法第２８条にいう「いじめにより」とは、各号に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。
・ 法第２８条第１項第１号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。 例えば、 ○ 児童生徒が自殺を企図した場合 ○ 身体に重大な傷害を負った場合 ○ 金品等に重大な被害を被った場合 ○ 精神性の疾患を発症した場合 などのケースが想定される。		・ 法第２８条第１項第１号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。 例えば、 ○ 児童生徒が自殺を企図した場合 ○ 身体に重大な傷害を負った場合 ○ 金品等に重大な被害を被った場合 ○ 精神性の疾患を発症した場合 などのケースが想定される。
・ 法第２８条第１項第２号の「相当の期間」については、国の「いじめ防止等のための基本的な方針」では不登校の定義を踏まえ、年間３０日を目安としている。ただし、日数だけでなく、児童生徒の状況等、個々のケースを十分把握する必要がある。		・ 法第２８条第１項第２号の「相当の期間」については、国の「いじめ防止等のための基本的な方針」では不登校の定義を踏まえ、年間３０日を目安としている。ただし、日数だけでなく、児童生徒の状況等、個々のケースを十分把握する必要がある。
・ 児童生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態ととらえる必要がある。		・ 児童生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態ととらえる必要がある。
→市立学校又は教育委員会は、重大事態の意味を踏まえ、個々のケースを十分把握したうえで重大事態かどうかを判断し、報告・調査等に当たる。		・ 市立学校又は教育委員会は、重大事態の意味を踏まえ、個々のケースを十分把握したうえで重大事態かどうかを判断し、報告・調査等に当たる。
・ 被害児童生徒・保護者が希望する場合は、調査の実施自体や調査結果を外部的に明らかにしないまま行うことも可能であり、被害児童生徒・保護者の意向を的確に把握し、調査方法を工夫しながら調査を進める。		・ 被害児童生徒・保護者が希望する場合は、調査の実施自体や調査結果を外部的に明らかにしないまま行うことも可能であり、被害児童生徒・保護者の意向を的確に把握し、調査方法を工夫しながら調査を進める。
(２) 重大事態の報告		(２) 重大事態の報告
市立学校は、重大事態と思われる案件が発生した場合には直ちに教育委員会に報告する。報告を受けた教育委員会は重大事態の発生を市長に報告する。		市立学校は、重大事態と思われる案件が発生した場合には直ちに教育委員会に報告する。報告を受けた教育委員会は重大事態の発生を市長に報告する。
(３) 調査の趣旨及び調査主体		(３) 調査の趣旨及び調査主体

・ 法第２８条の調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行うものである。		・ 法第２８条の調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行うものである。
・ 学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、教育委員会において調査を実施する。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。		・ 学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、教育委員会において調査を実施する。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。
・ 学校が調査主体となる場合であっても、法第２８条第３項に基づき、教育委員会は調査を実施する学校に対して必要な指導、また、人的措置も含めた適切な支援を行う。		・ 学校が調査主体となる場合であっても、法第２８条第３項に基づき、教育委員会は調査を実施する学校に対して必要な指導、また、人的措置も含めた適切な支援を行う。
・ なお、従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童生徒又は保護者が望む場合には、法第２８条第１項の調査に並行して、市長による調査を実施することも想定しうる。		・ なお、従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童生徒又は保護者が望む場合には、法第２８条第１項の調査に並行して、市長による調査を実施することも想定しうる。
※ この場合、調査対象となる児童生徒等への心理的な負担を考慮し、重複した調査とならないよう、法第２８条第１項の調査主体と、並行して行われる調査主体とが密接に連携し、適切に役割分担を図る（例えばアンケートの収集などの初期的な調査を学校又は教育委員会が中心となってい、収集した資料に基づく分析及び追加調査を、並行して行われる調査で実施するなどが考えられる）。		※ この場合、調査対象となる児童生徒等への心理的な負担を考慮し、重複した調査とならないよう、法第２８条第１項の調査主体と、並行して行われる調査主体とが密接に連携し、適切に役割分担を図る（例えばアンケートの収集などの初期的な調査を学校又は教育委員会が中心となってい、収集した資料に基づく分析及び追加調査を、並行して行われる調査で実施するなどが考えられる）。
（４）調査を行うための組織	１７ページ	（４）調査を行うための組織
教育委員会はその事案が重大事態であると判断したときには、当該重大事態に係る調査を行うために、条例第１３条により、「小樽市いじめ防止対策審議会」において、速やかに調査に当たる。		教育委員会はその事案が重大事態であると判断したときには、当該重大事態に係る調査を行うために、条例第１３条により、「小樽市いじめ防止対策審議会」において、速やかに調査に当たる。
<u>なお、児童生徒の生命又は身体に現に被害が生じている、正に被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等は、市長の判断により、緊急に総合教育会議を開催し、講ずべき措置について教育委員会と十分な意思疎通を図り、一体となって取り組むための協議・調整を行うことができる。</u>		
（５）事実関係を明確にするための調査の実施		（５）事実関係を明確にするための調査の実施
「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめの行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情としてどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの実事関係を、可能な限り網羅的に明確にすることをいいます。 この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするのではないことは言うまでもなく、学校と教育委員会が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の再発防止を図るものです。		「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめの行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情としてどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの実事関係を、可能な限り網羅的に明確にすることをいいます。 この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするのではないことは言うまでもなく、学校と教育委員会が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の再発防止を図るものです。
ア いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合		ア いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合
○ いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合、いじめられた児童生徒から十分に聴き取るとともに、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行うことなどが考えられる。		○ いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合、いじめられた児童生徒から十分に聴き取るとともに、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行うことなどが考えられる。
○ この際、いじめられた児童生徒を守ることを最優先とした調査実施が必要である。（例えば、質問票の使用にあたり個別の事案が広く明らかになり、被害児童生徒の学校復帰が阻害されることのないよう配慮するなど）		○ この際、いじめられた児童生徒を守ることを最優先とした調査実施が必要である。（例えば、質問票の使用にあたり個別の事案が広く明らかになり、被害児童生徒の学校復帰が阻害されることのないよう配慮するなど）
○ 調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童生徒への指導を行い、いじめ行為を止める。		○ 調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童生徒への指導を行い、いじめ行為を止める。

○ いじめられた児童生徒に対しては、事情や心情を聴取し、いじめられた児童生徒の状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等をすることが必要である。		○ いじめられた児童生徒に対しては、事情や心情を聴取し、いじめられた児童生徒の状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等をすることが必要である。
※ これらの調査にあたっては、事案の重大性を踏まえて、教育委員会がより積極的に指導・支援したり、関係機関ともより適切に連携したりして、対応に当たる必要がある。		※ これらの調査にあたっては、事案の重大性を踏まえて、教育委員会がより積極的に指導・支援したり、関係機関ともより適切に連携したりして、対応に当たる必要がある。
○ 児童生徒の入院や死亡など、いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合は当該児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と今後の調査について協議し、調査に着手する。		○ 児童生徒の入院や死亡など、いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合は当該児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と今後の調査について協議し、調査に着手する。
○ 調査方法としては、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査等が考えられる。		○ 調査方法としては、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査等が考えられる。
(6) その他留意事項		(6) その他留意事項
学校において、いじめの事実の有無を確認した結果、重大事態であると判断した場合には、重大事態の『全貌の事実関係』を明確にすることが重要であることから、法第28条第1項の「重大事態に係る事実関係を明確にするための調査」として、法第23条第2項で行った調査資料の『再分析』や、必要に応じて『新たな調査』を行う。		学校において、いじめの事実の有無を確認した結果、重大事態であると判断した場合には、重大事態の『全貌の事実関係』を明確にすることが重要であることから、法第28条第1項の「重大事態に係る事実関係を明確にするための調査」として、法第23条第2項で行った調査資料の『再分析』や、必要に応じて『新たな調査』を行う。
事案の重大性を踏まえ、教育委員会は、義務教育段階の児童生徒に関して、出席停止措置の活用や、いじめられた児童生徒の就学校の指定の変更や区域外就学等、いじめられた児童生徒の支援のための弾力的な対応を検討する。		事案の重大性を踏まえ、教育委員会は、義務教育段階の児童生徒に関して、出席停止措置の活用や、いじめられた児童生徒の就学校の指定の変更や区域外就学等、いじめられた児童生徒の支援のための弾力的な対応を検討する。
(7) 調査結果の提供及び報告	18ページ	(7) 調査結果の提供及び報告
ア いじめられた児童生徒及びその保護者への適切な情報提供		ア いじめられた児童生徒及びその保護者への適切な情報提供
○ 学校又は教育委員会は、いじめられた児童生徒やその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係について説明する。		○ 学校又は教育委員会は、いじめられた児童生徒やその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係について説明する。
○ これらの情報の提供にあたっては、学校又は教育委員会は、他の児童生徒のプライバシーに配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。		○ これらの情報の提供にあたっては、学校又は教育委員会は、他の児童生徒のプライバシーに配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。
イ 調査結果の報告		イ 調査結果の報告
○ 学校又は小樽市いじめ防止対策審議会は、調査結果について、教育委員会に報告し、教育委員会は市長に報告する。		○ 学校又は小樽市いじめ防止対策審議会は、調査結果について、教育委員会に報告し、教育委員会は市長に報告する。
2 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置【法第30条】		2 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置【法第30条】
(1) 再調査		(1) 再調査
・ 上記(7)ーイの報告を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、法第28条第1項の規定による調査の結果について調査（以下「再調査」という。）を行う。		・ 上記(7)ーイの報告を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、法第28条第1項の規定による調査の結果について調査（以下「再調査」という。）を行う。
・ 再調査についても、教育委員会等による調査同様、再調査の主体は、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、情報を適切に提供する責任があるものと認識し、適時・適切な方法で、調査の進捗状況等及び調査結果を説明する。		・ 再調査についても、教育委員会等による調査同様、再調査の主体は、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、情報を適切に提供する責任があるものと認識し、適時・適切な方法で、調査の進捗状況等及び調査結果を説明する。
(2) 「小樽市いじめ調査委員会」の設置【条例第14条】		(2) 「小樽市いじめ調査委員会」の設置【条例第14条】
・ 小樽市は、重大事態が起きた場合等の際には、教育委員会の報告を受け、必要に応じて再調査を行うための「小樽市いじめ調査委員会」を設置する。		・ 小樽市は、重大事態が起きた場合等の際には、教育委員会の報告を受け、必要に応じて再調査を行うための「小樽市いじめ調査委員会」を設置する。

構成は、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の、いじめの防止等に関する知見を有する者、専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）をもって構成し、その公平性・中立性を確保する。		構成は、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の、いじめの防止等に関する知見を有する者、専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）をもって構成し、その公平性・中立性を確保する。
(3) 再調査の結果を踏まえた措置等の組織		(3) 再調査の結果を踏まえた措置等の組織
教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために、指導主事や専門家の派遣による重点的な支援、児童生徒指導に専任的に取り組む教職員の配置等、人的体制の強化、心理や福祉の専門家、教員・警察官経験者等、外部専門家の追加配置等の支援を行う。		教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために、指導主事や専門家の派遣による重点的な支援、児童生徒指導に専任的に取り組む教職員の配置等、人的体制の強化、心理や福祉の専門家、教員・警察官経験者等、外部専門家の追加配置等の支援を行う。
再調査を行ったとき、市長はその結果を議会に報告する。内容については、個々の事案の内容に応じ適切に設定されることとなるが、個人のプライバシーに対しては必要な配慮を確保する。		再調査を行ったとき、市長はその結果を議会に報告する。内容については、個々の事案の内容に応じ適切に設定されることとなるが、個人のプライバシーに対しては必要な配慮を確保する。
【重大事態発生時のフロー図】	19ページ	【重大事態発生時のフロー図】
		
小樽市いじめ防止基本方針 - 平成27年 4月制定 - 令和 元年 5月一部改定 - 令和 6年 〇月一部改定		